

組頭 治 兵 衛

組頭 吉 左 衛 門
安藤次右衛門知行所

百姓伊兵衛門、利右衛門、三清兵衛、新三兵衛、長左衛門、也呼吉兵衛、五兵衛母、も太右衛門、平兵衛、右惣代伊兵衛、右惣代村役人惣代。

百姓
忠團嘉佐政彥春元
右衛左衛右衛右衛
門衛門衛門衛吉亨

參惣仁茂長縫半市平縫六藤茂作
左衛門兵兵兵右衛門兵郎兵之兵兵衛衛
衛門衛衛衛門衛衛衛衛門衛衛門衛衛門

百姓傳久兵衛門み
同人母十兵衛門
新右衛門多右衛門
右平兵右衛門
右新右衛門
右惣代いわ
村役人惣代
組頭重郎兵衛
同彌兵衛
江原隼人正知行所

同宗

本還寺

妙福寺

日

有馬勇五郎知行所

同國同郡林村

同宗

法林寺

日

松平次郎太郎知行所

同村

同宗

妙法寺

日

安藤次右衛門知行所

同國同郡東臺村

同宗

昇

長榮寺

日

松平相模守領分

同國同郡船越村

同宗大立寺

日苗他行二付代
留主居

泰

同領分

同國同郡南中村

同宗

德成寺

日

同國同郡多古村

同宗

本蓮寺

學

順

通

日

妙還寺

日

朝代俊

大久保越中守知行所

同國同郡荒北村

同宗

淨傳寺

日

珠代兼

江原要人知行所

同國同郡助澤村

同宗

等

日

禪

日

右兩人代兼

同領分

同國同郡大堀村

同宗

賢德寺

日

津田鐵五郎知行所

同國同郡佐原村

同宗

淨國寺

日

新見育太郎知行所

同國同郡福田村

同宗

新義眞言宗

龍性院

初鹿野美濃守知行所

同國同郡染井村

同宗

妙還寺

日

朝代俊

大久保越中守知行所

同國同郡荒北村

同宗

淨傳寺

日

珠代兼

江原要人知行所

同國同郡助澤村

同宗

等

日

禪

日

右兩人代兼

同領分

同國同郡大堀村

同宗

賢德寺

日

津田鐵五郎知行所

同國同郡佐原村

同宗

淨國寺

日

新見育太郎知行所

同國同郡福田村

同宗

新義眞言宗

龍性院

照

隆

長照院

真

圓

一板倉伊豫守領分
同國同郡吉田村

日蓮宗

顯妙寺

日

同宗

妙久寺

日

憲

猛

大澤主馬知行所
同國同郡千田村

同宗

廣宣寺

日

天台宗

修

德院

真龍寺

中

門

上總國武射郡飯櫃村

同宗

德藏寺

天保十一年庚子十二月十六日

解

天保十一年
子十二月十九日

平兵衛印

組頭

重郎兵衛印

同彌兵衛

寺社

御奉行所

寺社

御奉行所

差上申御請書之事

差上申御請書之事

一、今般私共儀不受不施宗門一件に付被召出、御吟味
之上被仰渡、相濟候ニ付、歸村被仰付、難有仕合奉
存候。然上者、追而村方え御出役様被成御越、當人
共へ者回心證文被仰付、候砌、印形差上候様被仰
渡奉畏候。依而者右被仰渡之趣、相守差上候様
可仕候。依之御請書差上候處如レ件。

安藤次右衛門知行所

下總國香取郡鳩村

當人惣代

下總法難記

二四一

一、今般不受不施宗門一件に付、寺院方夫々に被召
出、御吟味之上通塞被仰付。然處歸村被仰渡候間、
歸村之上銘々相慎罷在候様、私方止宿下總國香取郡
多古村、日蓮宗淨妙寺日運外拾七人之可申遣一段被
仰渡奉畏候。依之御請書差上申處如レ件。

天保十一年子十二月十九日

大里屋茂兵衛

寺社

御奉行所

且又、右證文被仰付候村々銘々、同年七月上旬に
關東御取締小川半藏様、長谷村玄蕃館へ御止宿にて
被呼出、銘々御證文之印形被爲致、村々歸村仕候
而相濟申候。

御寺院方通塞之科被仰付候而罷在候處、明ル壬丑

正月中旬に不レ残御差紙に而被召出、右科御免有
レ之、下旬に者村々え歸村致し候事。

右讀合不レ仕候。若し略字も可レ有レ之間。

大綱平兵衛記ス

關宿傳記

【解説】國書解題に、「關宿傳記寫本一卷。下總關宿の神社、佛閣、名所、舊跡等を雜記したるものなり。著者の傳未詳」とある。著者今泉政隣は久世廣明の時の關宿藩士で、關宿郷土史の著述を思ひ立つて本書を得たこと序文に明かであるが、單に一篇の史料たるのみならず、一種の風土記として觀風察俗の便ありといへよう。卷末の識文を見ると、本書成つて十年後に杏花園(太田南畠蜀山人)が著者の稿本から直接謄寫せしめた事がわかり、更に嘉永四年には「懿」即ち關藩の舊族で水土の功績者たる懿信船橋隨庵が寫し終つて一校した事が知られる。今、筆者所藏の寫本に據り、閱讀上の便を考へて句讀點を打ち、漢文には反點を附け、なほ文法上から「聞ヘ」「見ヘ」「ゆヘ」を「聞ズ」「見え」「ゆム」と改め、係結の誤を訂正したが、其の他は全く原文の儘にし、若干の頭注を加へた。(稻葉)

關宿傳記序

予生ニ于關宿焉、長ニ于關宿焉。故欲レ蒐輯關宿之事蹟也久矣。寶曆癸未秋、予爲ニ世子之贊御、移ニ于東都、中間十有二年。給事繁冗、不レ遑顧レ忙。安永甲午秋、復賜ニ吾侯以ニ關宿。是時、予爲ニ監察、以レ從レ事、復移ニ屋于關宿。因問ニ故老、徧詢ニ芻蕪、而莫レ得ニ其詳也。或持ニ關宿傳記者示レ予。閱レ之僅數紙、寔太倉之稀米也。而亦雞肋也哉。因關ニ其事ニ者、以ニ鎌倉將軍九代記、北條五代記等、抄レ之、附ニ于後、以備ニ参考。且聊記所ニ見聞ニ長語、以當ニ若話。嗚呼、載筆無レ人、往事泯滅。可レ勝レ歎乎哉。將來同藩君子、補而正レ之云。安永庚子二月初吉。今泉政隣序。

明和六己丑年十一月十五日、有命關宿城
地并領分差上於大坂向寄一替地賜之。

長祿元年ヨリ明和六年迄、三百十二年也。寶永二年ヨリ明和六年迄、一百一年也。

六萬三千石 同 出雲守廣明
明和七寅年四月關音卸頭り。

十一萬石
堀田相模守
倉城主

長祿元年ヨリ安永三年迄、三百十八年也。

寛文九年三月
安永三年迄
七十六年

明和六年ヨリ安永三年迄、六年也

鎌倉の主足利成氏、康正元年

て雖ニ合戦、後に没落し、武州

城へ轉て、成氏古河の城え入。是は上代下河邊庄司行平が館也。依レ之築田河内守成助の母方の一門也。然る間、

古河近所之關宿城を取立、古河城の難儀之時は、舟にて古河の城下へ乗付、加勢有レ之。古河と關宿の間、權現堂と云かきあけあり。是には木造といふ家來を置て、急の時は兩城の助となる。此古城も今江河邊に有レ之。此木造といふ者、本國伊勢の侍にて、代々武功ある者也。此時、築田は關宿に入、里見、印東兩人は房州に打入、館山の城を取立。武田三河守、同右馬之助は上總に打入、眞里谷は廳南の城を取立。馬加陸奥入道常義は千葉胤直を討取、千葉の城へ打入。土岐彈正は萬木の城を取立つ。是皆長祿元年、關宿と同時に取立。成氏の代々味方也。

關宿合戰之次第

文明九年七月 上杉宣政入數 回國市川の城より河邊村よせ死し 球館行方 啓ニ 手賀用北
田原一室
七成、川向大六、天神の土あり。七成敢向へよ攻車の節、かなうす光り物飛來ると申専ふる也。

此城川向ノヲ神の神は、此城前回ヘ黒宣の管

天正元年、小田原氏政出馬、數日陣合戦に及ふといへとも、小田原方先手の大將武州石演の城主千葉次郎といふ人を、築田の家來菊間圖書と申者組打に致し申候。其圖書長命にて、當代松平因幡守殿關宿御打入の節、因幡守殿え罷出、其時の分捕せし敵の陣刀并に甲、陣羽織迄所持仕罷出也。其子、甲斐守殿え御奉公仕有レ之、定て令佐渡守殿に少々殘可レ有レ之と存候。右之合戦にも氏政打負引取被レ申候。

千葉次郎墓、淺草石濱總泉寺に有レ之也。

天正二年閏霜月、氏政關宿え被レ向、今度は佐武義重、上杉輝虎も同意にて、後詰に出勢すといへとも落村

天王寺の寺と古の鳥居

天正一空の里の眼の裏

内々以ニ御使ニ可レ被ニ仰下ニ思召候所ニ、遮而以ニ代官ニ懇ニ言上ニ喜入候也。去比古河之地無ニ心元ニ之段、節々言上、御感悅候。抑、此度氏政關宿之被ニ取詰ニ候所、輝虎・義重等雖及ニ後詰ニ候上、陣中備堅、因レ茲失レ利退散、羽生之地引明敗北。剩、佐竹・宇都宮令ニ懇望ニ、關宿開陣、併御靜謐之基候。定而可ニ心易ニ候。御識察候。依而一荐三種到來、目出度候。恐惶謹言。

閏霜月廿六日

義 氏 判

南圖書頭殿

如レ仰世上動搖、公私御爲、先以口惜令存候。簡要都鄙御合體、此度無_ニ相違様に、各御覺悟候者。

公方様御_ニ爲關東、御安全可_レ爲基候。定而御同意可_レ爲候。仍而去月十一日、以外煩、時分柄與申、迷惑此夏候。

乍_レ去、近日少減候形に候。將又、就_ニ身上_ニ以外雜說候。且迷惑、且數鋪次第候。

公方様無_ニ御餘儀、次に小田、宇都宮無_ニ成、助ニ一味候。先以可_ニ御心易_ニ候。猶々、如レ此之子細、不思議題目候。可_レ有_ニ御察_ニ候。諸餘令_ニ期_ニ後信之時_ニ候。恐惶謹言。

霜月廿一日

謹上長井大膳大夫殿

御返書

補ニ左兵衛督成氏、爲ニ鎌倉公方。

嘉吉三年七月廿一日、將軍義勝公馬より落て早世し給ふ。御舍弟義政公八歳にして家督をつぎ給ふ。爰に鎌倉の公方故左馬頭持氏の末子永壽王殿は、鎌倉滅亡の時、御乳母にいだかれ、御所をまきれ出て、信州の山中に落付たり。郡の安養寺の住僧は乳母の兄成ければ、かひぐしく取隠し、大井越前守扶光は譜代の御家人なり。是に語りて諸共に心をあはせ、深く忍びて養育し、やがて、元服させ奉りて成氏とぞ號しける。結城七郎氏朝が末子

をあわせ心

は、氏朝が甥に結城彦四郎氏家といふ者、一族没落の時、此小兒をいだきて城中をまぎれ出づ、常陸の國筑波に落行、所縁に付て生立けるが、すでに、十四歳に成しかば、元服させて結城の四郎武朝と名のらせ、時運を待て居たりし所に、近年、京都將軍家の興替、諸國の逆浪に依て、關東の有様穢ならず。然る所に、鎌倉の管領上杉安房守入道長棟の子息右京亮憲忠は、父と同く剃髪して伊豆の御山に閑居し、世を遁れておはせしを、上杉家の執事長尾左衛門尉昌賢、呼出して管領とす。持氏の末子成氏、信州におはしますと聞て、長尾昌賢東國の諸侍に相談して、鎌倉に入まるらせ、關八州の公方と仰き奉り、禁中の天氣を伺ひ、左兵衛督に任し、正四位下に叙せらる。鎌倉の御所再び榮えけり。

成氏公被_レ誅ニ上杉憲忠

左兵衛督成氏は威勢ます／＼東城に振ひけり。然るに、おもひ企給ふ事有_レ之、國家衰敗の本となるこそ薄情けれ。享徳三年十二月、結城七郎成朝を御座近く召て、ひそかに仰られけるは、倩其昔をおもふに、管領憲實は故左馬頭殿の讐敵なり。當家、運かたふきて父母兄弟悉殺され、成氏只壹人、不思議に生残り、再び父の跡を繼承、是天道神明、當家を捨給はぬ所なり。されば、父母の讐には共に天を戴かず、兄弟の仇には共に國を同うせずといへり。さしも父母兄弟の怨敵を眼前に徘徊させ、朝夕に對顔す。其憤胸にふさかる。今の管領右京亮憲忠は憲實の嫡子なり。いさや憲忠を討て怨恨を散せん。汝は如何思ふとのたまへは、成朝かこまりて申けるは、君の御爲にも敵なり。我等の爲にも敵なり。親の敵を目の前に見なから、怨を隠し、年月を送るは、天下の諸將、言葉には出さずとも、臆病者の云甲斐なき有様かなと、思はぬ人は候まし。親の敵を撃たりせば、世の人道理を感歎

し、皆共に歸伏すへし。上杉の一族たとひ怨申すとも、東國の諸將更に非道不義の御企とは存すへからず。皆御味方に参りて退治いたさは、不日にしつまり候はむ事、掌のうちなるへし。早々思召立給へと申すゝめければ、成氏兎角の思案にも及ひ給はす。同廿七日、管領右京亮憲忠を鎌倉の西御所に召寄せ、結城彦四郎氏家、同四郎成朝、其外、近習の侍十餘人、轟々と取籠て、難なく憲忠を打たりけり。長尾昌賢大に驚き、こは何事ぞ、世人定めて昌賢か不覺とや思ふへき。本の公方の胤を立しは、弓矢の冥加を存するかゆゑなり。今の管領の職を繼せしは、家門の舊勳を捨さらんか爲也。一旦の憤恨を以て永代の門眉をおとし給ふ成氏の御果報のつたなさよと、彈指してぞ歎きける。上杉の一族□を立て、鎌倉を立退、人數を催て成氏と相拒み、關東此故に亂れて安き心も無りけり。

成氏鎌倉没落。

既に明て、康正元年正月にも成ければ、鎌倉の有様何となく物さわかしく、上杉禪秀か三男宮内大輔憲秋は、身の上に来る禍と思ひ、夜にまきれて武州の池龜と云所に立退しを、是も父の敵なれば、時刻を移さず討へしとて、結城成朝に五百餘騎を差添て向られけり。憲秋此由を聞いて、速も遁れぬ所と思ひ、自害して失にけり。上杉持朝の嫡男彈正少弼顯房は、夜瀬といふ所に落行けるを、同廿四日、結城成朝大勢にて押よすると聞えしかば、衆徒共は残りなく落うせて、只一族に山田三郎定頼か子息八郎□都斗そ残り居たる。かくて、寄手の兵共闘を作てこみ入けるを、憲秋、藤都ぬきつれて打て出づゝ門より外へ廻出し、深手あまた負たりしかば、二人ながら内に入て、家に火をかけ、さし違へてそ死にける。其外の輩、いかさま世の中靜なるへからずと、心々に成てみえし所

□都は藤
都らしい
憲秋は顯
房の誤か

に、上杉の家臣長尾昌賢に相談して、憲忠が舍弟兵部少輔房顯を取り立て、主君と定め、是を大將として軍兵をあつめけるに、關東諸國の兵士等、或は成氏に屬し、或は房顯に應して、日毎に合戦絶る事なし。長尾昌賢一族相謀りて京都に訴申ければ、將軍家より奏聞を遂られ、成氏追討の綸旨に御旗を添て下し賜ふ。是に依て諸將悉く上杉に屬しかば、成氏終に討負て鎌倉を落て野州古河の城に楯籠り給ふ。上杉兵部少輔房顯、これより鎌倉に居住して關東の管領となり、長尾昌賢執權として謀をそめくらしける。

按するに、傳記に康正元年極月憲忠を殺すとあり。鎌倉管領九代記には、享徳三年十二月廿七日憲忠を殺すとあり。恐くは傳記誤なるへし。

成氏公與上杉房顯對陣。

文正元年正月に、左兵衛督成氏の軍兵八千餘騎、武州五十子といふ所に押出たり。管領上杉兵部少輔房顯、一萬餘騎にて馳向ひ、兩陣互に屯して足輕を出し、攻合つゝ差たる軍はなかりけり。房顯俄に病出し、二月十二日、年三十二歳、陣中にて逝去あり。房顯の陣中、大に歎きおそれて、軍を引て鎌倉に歸りけり。成氏も亦兵を引いて歸陣し給ふ。

成氏公與上杉房顯定合戰敗北。付、和睦。

文明三年の春、成氏又軍兵を催して山内の管領上杉民部大輔顯定と戦ふ。成氏かなはすして敗北し、古河の城にちたまり得ず、千葉陸奥守康胤を頼みて、常州千葉の城にそ籠られる。康胤に扶助せられ、日を重ね、月を送り給へとも、心を寄る軍兵なし。今はひたすら潦倒の身となり、かすかなる御有様、口惜しうこそおほしけれ。

同十年七月、長尾昌賢さま／＼申て、成氏と顕定と和睦の義を調へ、今年、成氏四十二歳、同十七日に再び古河の御所に歸り給ふ。關宿の城をは成氏の舊臣梁田中務大輔に預けらる。御所の有様、さすかに奇麗に住なされしを、舊主座を去て久しく成ぬれば、みしにもあらす荒に就て、八重葦門を閉、荻吹すさむ軒端の風、苔もりかぬる板間の月、物ごとに愁を催しけり。大名小名も參りつとふ事もなく、今更本意を失ふ心地して、いさめる色はなかりけり。

按るに、傳記に長祿元年、關宿打入、成氏古河へ入給ふ同時の事とす。九代記には、成氏古河へ入給ふは康正元年の事にして、梁田關宿に入る事はみえず。爰に關宿を梁田に預らるゝとあるは、再び梁田に預らるゝか。長祿元年より文明子年までは其間廿一年也。白石先生、東國の事詳ならざること多しと、誠に然り。

一、傳記に、天正十八年、太閤衆加賀殿の人數取詰と云々。按に、三河記卷廿六、北條氏勝和睦、諸將向ニ八州

城といふ中に、

家康公仰けるは、氏勝味方に屬すと聞は、東國の輩は大略味方に與力すへし。氏勝を案内として、早く諸城を攻らるへしと宣へは、殿下尤と御同心あり。則淺野彈正少弼長政、石田治部少輔三成、木村常陸介重慈等が方へ下知あり。早く東國の城々を攻拔へし。本多忠勝監察とし、北條氏勝を案内者に附らる上に、猶族本の健士大勢被差添、被仰付一面々手分して武州へ打入、江戸、羽生、奇物、忍、岩槻并に下總の佐倉、土氣、東金、關宿、古河、上野には足利、館林、其外の城々をも一々に攻拔へしと也。諸將畏て則大軍を引率して右の諸城に向ひけるに、東兵共、防戦難叶やおもひげん、皆悉く降参して寄手の勢に加りければ、猶大勢に成にけり。相

奇物は騎

残る城とては、上州館林に、武州忍、岩槻、八王子僅に四ヶ城そゆへける。諸大將打寄て、先館林を攻落して、其以後、直に忍の城を攻へしとて軍兵の手分せり。

案に、前田利家、上杉景勝等は武州八王子、上州松枝、安中、倉賀野、本庄、深谷、武州松山、鉢形の城を攻しなり。傳記に、加賀勢關宿を攻るとあるは誤なるへし。此時、關宿城主の梁田出羽守政綱は小田原に籠城、關宿は梁田家人籠れり。栗橋城は大石越後守家人籠る。

三河記卷廿八、天正十八年七月十日に、氏政・氏輝自害して關東忽平均す。是偏に家康公の謀略故にて、秀吉大に感悅し、關八州を不レ残

家康公へ賜り、軍功を賞せらるに、只今迄

徳川殿領せらる參河・遠江・駿河・甲斐・信濃等は、秀吉が諸大名に配分致し候へし。徳川殿家人の中の兩輩を差向て、上總・下總を鎮らるへし。倍又、安房國は往昔よりも里見左馬頭領分也。今度も士卒を引連て、小田原へ馳來り、軍功を勵ませは、本領安房をは安堵せしむ。殘所は、徳川殿一圓に支配あるへし。左馬頭自此以後、徳川殿の旗下と定む。此趣を里見にも申含候と、急比に宣ければ、

家康公甚悦し給ひけり。其後、

家康公は兩總を平けよとて、本多中務大輔忠勝、鳥居彦右衛門尉元忠、平岩主計頭親吉等に、五千餘騎を差添、上總・下總へ差向らる。是を聞て、安房・上總・下總の國侍は、城々の普請して防戦の用意しけるが、本多、平岩、鳥居等が大勢に見驚して、伊北、伊南、廳南、萬喜、古屋、一ノ宮、小濱、千葉、生實、鶴臺、勝浦、

矢作等を初として、兩總州には北條家支配の城々都て四十八城あり。此城々の守將共、敵寄來らは軍せんと、歎歎を鳴して待掛しか、前方の義勢に替り、敵の旗たに見る者なく、城を打捨、逃走る。適々止る者は、三大將押寄て一時攻にせめ取て首を切事數をしらす。彌是に見懲して戰ふ者はなかりけり。此故に、三國共に平均す。

北條五代記の内。

一、弘治二丙辰年十二月十五日、晴氏公の若君左馬頭義氏公、葛西谷より下總國關宿へ移り給ふ。

一、天正元年癸酉の冬、關宿の城主梁田中務大輔謀叛す。北條氏政出馬し、關宿の城を攻る。佐竹義重、後詰として出陣すといへとも、かなはす引退く。梁田降参し、次の年五月十一日、城を明渡す。傳記に、天正二年閏霜月とあり。可レ考。

一、晴氏公關宿の城にて御他界の事、及び義氏公關宿より古河城へ移り給ふ時、關宿の御詠歌あり。鎌倉管領九代記に見えたり。下にしるす。

一、寛延元年の比かと覺ゆ。佐武門外涅の際に、三四百年程にもなるへき大なる巨莢樹あり。根より四五尺程皮斗になりてありしか、ある時、大風にて倒れたり。中より夥しく鉢子出たりと云。此巨莢根の所を伐て、江府一ヶ橋上屋敷大書院の庭の木になしたり。

一、城第一の門を佐武門と稱す。佐竹義重此城を救し事、北條盛衰記等、其外にもみえたり。もし此時より名付しか。竹を武に改めたるか。

鉢子は鐵

公方晴氏逆心。付、御息元服。

古河の公方晴氏は、河越敗績の後は權威ことの外に衰へ、軍兵四方に別れ、今は僅に譜代舊恩の輩より外には付従ふ者なし。流石に北條氏康の爲□たくおはしませは、一旦の不儀を冤めまるらせ、時々の祝儀をつとめらる。慇懃に使節を以て音信を通せらるゝ所に、晴氏又逆心をおこし給ひ、北條を攻へき企あり。氏康聞て大に怒り、時刻を移さず押よせ、攻破りて召捕まるらせ、つらく當りて懲し奉れとて、松田尾張守を大將として、七十餘騎を差添、同十月四日、古河の城に押寄せ、公方晴氏父子を生捕、あやしけなる籠奥に載せ奉り、小田原にそ歸りける。相州波多野といふ所に押籠て、厳しく番をすゑられけり。晴氏さま／＼に怠状し給ひしかば、氏康も我妹聟として、其腹に若君誕生し給ふ。彼是打捨かたく、晴氏をは隠居させまるらせ、弘治二年の春、御息を公方になし奉り、京都將軍の仰に依て元服あり。左馬頭に補せられ、義氏と號し、葛西か谷に移し奉りければ、北條方の諸將等、禮拜伺公のよそほひ、神妙にてそ聞えける。

公方義氏鶴岡社參。

文祿元年四月中旬、關東公方左馬頭義氏朝臣、今年既に十八歳、御家督をうけて政事を行ひ給ふ。いよ／＼啓運祈願の爲、且は補職の拜賀の爲、鎌倉鶴岡の八幡宮に御參詣あり。公方義氏は網代の輿にめされ、供奉の人々、其出立花やかなり。此公方は北條氏綱の孫にて、北條家より取立まるらせし事なれば、御社參の儀式迄も皆氏康より取はやし奉り、大道寺孫九郎を奉行として、辻固八百五十餘人、路の兩方に並居て、用心きひしく非常をい

ましむ。關宿の城主梁田中務大輔は御剣を持、一色刑部少輔は御沓の役をうけたまはり、吉良左兵衛佐は御傘を仕る。公方は鳥居の本にて御輿より下り給ひ、歩行して拜殿に上り、禮拜祈念あり。寶劍一振、卷物一箱、黃金百兩、神馬二疋鞍立てそ曳れる。御下向の道に及ひて事故なく、喜びの眉を開き、關宿の城を立て古河の故城へ入給ふ。左馬頭殿かくそ口すさみ給ひける。

名残なく過行春をせき宿のおしとめもせず夏だけにけり
北條氏康使を奉り賀し申されければ、御威勢ます／＼高く揚り、北條方の輩は首をかたふけ、禮を重くして忠勤の志をそはこひける。

晴氏逝去

同五月廿七日、左兵衛督晴氏關宿の城にして逝去し給ふ。去年の暮より聊不例の氣まし／＼ければ、醫療様々手を盡し、祈願色々信を凝し、小田原にても國府津の護摩堂において百座の護摩を修せられしかとも、更に其しるしもおはします。漸々重らせ給ひて、終にかくれさせ給ひけり。永仙院京山道統とそ號し奉りける。御臺所はなげき殊更にそおはしける。四十九日の御中陰果の日に至て御飾をおろし、佛道に立入らせ給ひけり。

築田反逆

天正元年冬、古河公方義氏の老臣築田中務大輔、下總國關宿の城に居て、軍兵を招きあつめ、北條氏政に逆心す。氏政一萬五千餘騎を率して押寄らる。城兵木造清左衛門以下二百騎、切て出たり。北條陸奥守の家來大石源左衛門、諸岡山城守さん／＼に戦ひ、城中に追入しかば、重て首をもさし出さず。木戸をおろして堅く守る。佐竹義

重後詰の爲に馳向ふといへとも、かなはすして引退く。今は頼かたなく成果て、兵糧も乏しかりければ、次の年五月十七日、築田降参して城をは開渡しけり。

松平因幡守康元

御父ハ參州小川城主久松佐渡守定俊、御母ハ水野右衛門大夫御娘、神君之御異父弟也。廣忠卿御離別以後、定俊へ再嫁也。御子六人ヲ生玉フ。嫡子彌九郎定通。次ハ女子、松平玄蕃頭家清之室。次ハ三郎太郎康元。次ハ源三郎康俊。次ハ三郎四郎定勝岐守。次ハ女子、松平丹波守康永之室也。康元松平姓ヲ賜ヒ、天正十八年九月十日、關宿ノ城ヲ賜フ。二萬石。是迄駿州沼津城一萬石を慶長五年、石田亂ニハ江戸ノ城御留守居ヲ奉リ、御本丸ヲ守ラル。段々御忠節ヲ盡サレケル故ニ、天下泰平ノ後ニ、二萬石ノ御加恩ヲ被レ下、四萬石ヲ領シ玉フ。

松平甲斐守忠良

因幡守康元ノ御子也。忠良生得短氣ニテ、御爪ノバシタルコトヲ鼻ニカケ、奢侈專ラニシテ、御領私領ノ分チナク、鷹狩川狩等ヲ放マ、ニシ、傍若無人隣國ノ大名モモテアグミ、百姓町人難義ニ及フコト、勝テ云難シ。百姓共ゼン方ナク、御代官伊奈半十郎ヘ歎キ訴フ。又甲斐守百姓ハ忠良ノ權威ヲ賴ミ、非道ガサツヲフルマヒケルト聞エケレハ、右ノ百姓共ヲ不レ殘評定所へ被レ召、糺明ヲ遂ラレケルニ、關宿ノ百姓共、以ノ外非分ニ極非ニ落サル。其方カ所爲也ト。半十郎憚ル所ナク答テ、足下ノ百姓共、ヤ、モスレハ横道ヲ申出候。乍レ恐是御政道ノ精カラサル故ヤト存候。併足下ノ百姓ナレハトテ、政道ニ誤ヒ、此半十郎ハ得不仕候ト云。甲斐守身

ニ對シ、慮外ナリト云ヨリ早、脇差ヲ拔討ニ切ラレケルカ、半十郎カ膝ニ當ル。諸人驚テ大勢立寄、双方へ引分ル。半十郎堪忍セス。是非討果スヘシト存スレト、殿中ヲ恐レ候間、御城外ニ於テ勝負スヘシト忿默止居ケル。サテ此喧嘩ノ子細、上聞ニ達シケレハ、家光公、半十郎ヲ御前へ被レ召、忝モ此ノ赴キ御尋有テ、其方カ立腹至極セリ。甲斐守カ短氣不行跡、不及ニ沙汰。依レ之江戸近クニ置マジ。今日ノ所爲、堪忍スヘシト、御直ニ御詫有ケレバ、半十郎必死ニ覺悟仕候ヘトモ、上意奉レ畏ト御請上、面目ヲ施テ退出ス。サテ甲斐守ヲ被ニ召出、誠ニ政事ニ無レ私、民ヲ撫育シ、忠節無レ隱半十郎ヲ無實ヲ申カケ、殿中ヲ不レ省、短氣ノ仕方、旁以不届至極也。急度可レ被ニ仰付候ヘトモ、父因幡守無ニノ忠節ヲ盡シ、且、格別筋目有テ以テ、御宥免被レ遊、濃州大垣ヘ所替被ニ仰付。遠國ナレハ引料一萬石被レ下、被ニ仰渡ケリ。忠良畏テ彼地へ移リ、先非ヲ悔、忠勤ヲ盡サレケリ。其後在國ノ節、俄ニ煩ヒ附、病氣以外ナル由、注進ス。家光公驚カセ玉ヒ、自然病死セハ殘念ナルヘシ。存命ノ内ニ大名ニ可レ被ニ仰付旨、申キカセヨトノ上意ニテ、太田攝津守ヲ召テ、御直ニ御内意被ニ仰渡、大垣へ被レ遣ケリ。攝津守尾州迄參着ス。忠良病死ノ旨告來ル。依テ太田ハ是ヨリ歸リケリ。忠良息男三人アリ。嫡子五郎憲良、二男數馬良尚、三男采女ト云。嫡子五郎家督被ニ仰付。于レ時五歳也。信州小室ノ城ヘ本高五萬石ニテ所替被ニ仰付、其後二十八歳ニテ病死、無ニ實子ハ領地被ニ召上。然ドモ舍弟兩人共ニ被ニ召出、數馬ニ一万石下サレ、從五位下佐渡守ニ叙ス。勢州長島城主ニ被ニ仰付。是日本一萬石城三ノ一ツ也。兄憲良ノ妻ヲ永井信濃守入道以テ佐渡守へ再嫁スヘキ旨、被ニ仰付、婚姻ス。後隱居入道シ、意閑ト號ス。半左衛門尉忠勝嗣ク。定火消役ヲ被ニ仰付。

北條出羽守平氏重

桓武天皇ノ後胤伊勢守氏茂之一族也。氏茂ハ足利將軍家ニ仕ヘシカ、足利家次第ニ衰ヘ、立身スベキ勢不見ケレハ、氏茂京都ヲ出奔シ、勢州へ赴キ、自伊勢新九郎氏茂ト改、蟄居ス。亂世ノ事ナリケレハ、武者修行セント諸國ヲ廻リ、武將ヲ擇ヒ仕ヘ、立身セハヤト志ス。折シモ駿遠參三州ノ守領今川刑部大輔ハ婦聟ニシテ、頗ル武威ヲ兼タリ。先是ヲ賴ミ、從屬シケルニ、粗忠勤ヲ抽ケレハ、今川甚稱愛有テ、長祿ニ戊寅年、終ニ豆州葦山ノ城主トナル。稍程ヘテ後、同州堀越ノ御所茶々丸殿ヲ攻滅シケルヨリ、北條ヲ以テ稱號トス。明應ニ甲寅年、相州小田原城主、大職冠鎌足公ヨリ二十八代ノ後胤大森筑前守實賴ヲ謀計ヲ以テ攻落シ、則居城トス。是ヨリ先、剃髮シ、北條氏茂入道早雲宗瑞ト號シ、禪法ヲ參得シ、武威關東ニ長上タリ。伊豆相模マテモ領シ、文龜ニ癸亥年、病死ス。其子左京大夫氏綱家督ヲ繼キ、尙勇烈ヲ以テ武州房州マテヲ領國トナシテ病死ス。其子右京大夫氏康家督相續、是亦武功ヲ勵ケル程ニ、終ニ關八州ヲ押領ス。舍弟上總介綱成故有テ福島ト名乗リ、相州甘繩ノ城ニ居ス。後ニ武州川越ノ夜軍ニ本名北條ニ改ル。指物ニ地色ヲ黃ニシ、八幡宮ト書タリケレハ、地色八幡ト稱シテ、時ノ人武威ヲ恐ル。數度戰功ヲ顯シ、勝利ヲ得タリ。綱成卒去シテ息常陸介氏繁家督ヲ繼キ、諱ヲ康成ト改メ、叔父氏康ノ聟タリ。男女ノ子六人アリ。末男ヲ北條左衛門氏勝ト云。天正十八年、小田原合戰ニ家康公ニ降リ、御家人トナル。此時氏政ハ自害シ、息新九郎氏直、家康公ノ御聟ナレハ、一命ヲ助ケサセラレ、高野山へ配流セラル。左衛門大夫氏勝ハ氏直トハ再從兄弟故ニ、彼地へ隨從ス。文祿元壬辰年十一月十四日、豊臣家ハ氏直ヲ大阪へ召テ對面アリ。數年蟄居ヲ勞ラヒ玉ヒ、西國ニテ一ヶ國ヲ進ラセント直々ニ

氏眞は氏
直の誤
地色八幡
地黄八幡
と諸書
にある

御契約アリケルニ、稍有テ抱瘡ヲ相煩ヒ、卒去セラレケリ。時ニ三十二歳也。氏勝ハ家康公ニ仕ヘ、本領相州甘繩一萬石ヲ領シ、病死ス。實子ナク、家督斷絶セン事ヲ患ヒ、保科彈正忠正直ノ三男ヲ養子ニ仕度旨、先達テ公聞ニ達シケレハ、願ニ任セラレ、家督被仰付、從五位下北條出羽守氏重ト叙シ、忠勤セルヲ以テ、寛永十七庚辰年ニハ壹萬石御加恩ヲ領シ、下總國關宿ノ城ヘ交替ス。正保元甲申年、再二千石加増ヲ賜リ、駿州田中ヘ移リ、程未不レ歴シテ、慶安元戊子年、又五千石ヲ御加増有テ遠州掛川ノ城ヘ交替シ、總テ三萬石ニ成テ入部ス。彌忠勤ヲ抽ケルニ、萬治元戊戌年十一月朔日ニ病死ス。實子ナク、唯女子一人アリ。是ヨリ先ニ土方木工之介雄氏ニ嫁ス。此故ニ、領知不レ殘被召上、諸道具家財ハ彼一女ニ賜ル。此家、早雲入道ヨリ六代ニシテ断絶ス。

松平大隅守重勝能見家

松平和泉守信光之八男次郎左衛門光親ハ參州能見ニ住シテ、其家ヲ能見ト號ス。其孫次郎左衛門重吉、神君奉レ仕勇名アリ。其嫡子傳一郎重利、尾州房山ニ於テ戰死。其弟重勝其家ヲ繼、大隅守ト號ス。上總介忠輝卿ニ被附、越後三條ノ城ヲ領ス。元和年中、下總國關宿城ヲ賜ル。今松平筑後守家也。紋所雪雀カヘ紋七ツ星、此庶流ハカタハミヲ紋ニ附ル。松平庄右衛門、松平庄九郎、松平新八郎、松平傳一郎、松平右門、松平數馬、此御旗本衆ハ此能見ノ支族ナリ。

本丸

一、玄關廣間大書院等は北條氏重の普請也。釘隱に三ツ鱗の紋あり。

一、臺所勝手の間等は牧野家の普請也。釘隱に三ツ鱗の紋あり。

一、小書院は板倉の普請也。釘隱に九曜の紋有。本丸古より有レ之候儘にて、修復せるか、又は新に建つたるか、未知。

一、武器藏の側に古き鐘有、北條氏重打入の節鑄レ之。惺窩先生の門人杏庵堀正意の銘也。左に記す。

世喜宿城鐘銘

北條出羽守平氏重者、世胄源家貴種也。依ニ鈞命爲平姓、繼ニ北條絶、近侍幕下。寛永庚辰歲、轉ニ遠州久野、倍レ秩移ニ下總國葛飾郡世喜宿城、爲ニ一方藩屏。到レ任之日、列官相賀、土人歡迎。於是相ニ舊城頽廢、繕ニ宇葺ニ牆、防嚴悉備。又郭内鐘久而追姦。今茲冬命ニ治工、新鑄レ之、以掛ニ于門樓。定ニ刻時、分ニ昏旦、此亦治國通義也。使下其君子立ニ武毅、思ニ文德、其小人覺レ睡、允起レ懶惰。鐘之爲レ德大矣哉。銘曰、

關中要衝	地之爲靈	世喜宿前	鷺洲雁汀	下河邊外	鳬嶼鶴亭	維此大鐘	響起ニ寸莛
海鯨哮吼	淵龍出聽	臣僕警夜	黎民戴星	不レ假漏刻	豈或風鈴	ニ六立限	遠近盡寧
厚生利用	長存ニ典刑	嗚呼治績	上頭刻レ銘				

寛永十八年辛巳冬十二月

杏庵堀正意記

治工 大川 吉久

三階 寛文十年庚戌春より普請始り、同十二月朔日成就。奉行角
三階田作之右衛門、中川甚五左衛門、大工頭平井太右衛門。

城米藏 武器藏 藏

○二之丸 天神社龜戸天神之寫也。△將監曲輪トモ云。

龜戸村東安樂寺宮社建立之由來。明暦三年、罹回祿之變、武陽御城及炎上。依之久世大和守廣之御經營、惣奉行御側の勤より仰付られ、淺草川の向本所に御普請小屋出來して、自諸方運送虹梁材木如山堆、大工、諸職人、人夫等は無限群集して造作あり。追日武陽繁昌ゆゑ、武士屋敷不足なれば、本所に於て縦横に堀をほり、運送の便よく、武士屋敷、町屋等出來し、引移けり。奉行徳山五兵衛、山崎四郎左衛門仰付られ、相勤られし也。大和守爲巡見、右兩人を相伴ひ、本所に至り、龜戸村郷長太郎左衛門を召出し、申含られるは、如是の新地には鎮守社建立し、參詣の貴賤往來絡繹たる時は、所も自然と繁昌し、炊烟も賑ふためし也。神は人の敬に仍て威を増し、人は神の徳に仍て運を添とは、日本神國の遺風なり。此邊に神社の舊跡あらは建立し、祭祀を執行ひ可然と、兩奉行と相談有し所に、尤同心なり。太郎左衛門畏り申上けるは、あれに見え候禿倉は天神の舊跡にて、禿倉は寶部ち祠である

民聞之者とも尊崇仕候と、委細に申ければ、大和守聞届け、執政へ被相達、七十間に四十間餘の地、諸役免許除き地に成し、此地に宮社建立し、菅原鎮座ましますへし。別當は上野御門主へ申上、仰付られ候様に可奉願。尤其旨、我等方よりも可申達也と郷長に申付られ、則奉願候所に、筑州太宰府の天神の社人の一類大鳥居三郎左衛門、出府して御門跡へ拜趨せしむるゆゑ、幸に仰付られ、菅原信祐と號し、別當と成て盡丹誠、建立宮社日々繁榮す。太宰府の社人と心を合せ、縁記神寶も到來し、造營の神社宰府を模し、東安樂寺と稱す。堂上方菅神の苗裔高辻殿、初信祐に心を添られ、密に叡聞にも達し、神光日々に新也。上棟の札には久世大和守井に徳山五兵衛、山崎四郎左衛門三人記したるよし、信祐申達けり。猪又、太宰府の國守たる故、松平右衛門佐光之尊崇あ

りて拜趨、雄劍、眞太刀寄進等度々也。連歌座敷を造作し、泉水、遣水、游魚多し、參詣の輩羣集し、無比類佳景驚目けり。執政の列久世大和守、土屋但馬守招請し、於連歌座敷饗應ありしに、其支度は右衛門佐光成より助成也。猪、大和守寛文三年癸卯八月、執政に補せられ、翌年四月廿五日、加祿二萬石拜領。同九年六月二十五日、總州關宿城地一萬石加祿拜領。延寶七年己未六月廿五日卒す。菅神、延喜三年二月廿五日、於太宰府薨給ふ。依之信祐申けるは、東安樂寺は和州君御草創同然也。菅神感應ましくて加護ありて、廿五日毎に吉事あり。終焉の日も同日に相當る事、不可測の靈驗と、折々申出けり。關宿城の鎮守は菅神をまつり、二の丸に社有て天神郭と云。菅神御自筆の影像を寫し、並に緣起一軸、信祐彼社へ奉納し、大和守正直の頭を照し、冥加ある符を顯しけり。右の縁起、天神別當關宿臺町昌福寺へ其節の寺社奉行中川甚五左衛門より相渡し、今に彼寺に有之。右縁起は菅神御終身の事、及び靈驗等の事を記せり。世人、遍くしる所ゆゑ、爰に略す。信祐か跋あり。左に記す。

欽惟、筑前國太宰府、天満宮者、往昔仕延喜聖主、預聞萬機、施仁政于民。薨後現神、神威照四海、及于今世。上從一人下至萬民、無不傾渴仰首。粵

征夷大將軍源家綱公、當御治世、天下尙安全。而人民誇淳素化、浴至治澤、武門日繁昌。而江城之地狹隘也。是故執政從四品拾遺源廣之朝臣、蒙

鈞命、開築下總國本庄之地、令營作家屋矣。嗚呼、廣之朝臣、其器寬厚、而出而預國家政、入而明三教之道、頗似菅神出世政矣。某生千載下、偶爲菅氏末流。遷坐聖廟于關東、而冀奉祝國家安鎮。有幸於彼新邑、賜

一佳境、造^ヨ建宮殿、構^ニ紺園、樹林蓊鬱也。終萬治二年、奉^レ勸^ヨ請^レ神靈、而號^ニ東安樂寺。是併因^ニ太守之恩顧^ニ也。某參^内院參^レ、而奏^ヨ達微心成功^ニ、有^ニ觀感^レ被^レ任^ヨ叙法橋律師矣。一日、菅家嫡流亞相知長、黃門爲庸、參議豐長、拾遺在庸、與相謀而作^ヨ爲緣起^ニ矣。神靈自畫之御影、有^ニ故將軍家^ニ爲寶物^ニ、每歲孟春、於^ニ營中、掛^ニ連歌之席。窃蒙^ニ免許^ニ拜^ヨ寫之。爰和州大守、有^ニ勳功^ニ而增祿。去寛文九年、賜^ニ總州世喜宿城^ニ。郭內有^ニ天滿宮^ニ、素崇爲^ニ鎮守^ニ矣。因茲緣起、自畫之御影、書寫奉^ヨ納彼社^ニ。而太守之後裔、所^レ奉^レ祈^ニ繁榮之無窮^ニ也。

延寶二年甲寅霜月吉辰

東安樂寺天滿宮別當

大鳥居律師信祐 朱印

城代屋鋪一軒、佐倉侯御預ノ中、取崩ニナル。

家老屋敷一軒、右同斷。

鹽硝藏一戸前。

此郭尤物淋しき所也。大木多く打繁り、溝水浸々と湛也。遠淺にして茨蒲、芙蓉等夥しく生滋れり。予幼年の比聞しに、足輕某といふ者、秋の薄暮の事なるに、只一人、番所に加番の傍輩來るを待居けるに、大風の音しきりにせしゆゑ、戸を少し開て見ければ、風にはあらて、茨蒲の中を、大なる蜘蛛^{うはな}、屏のほとりに鳩二三羽下り居けるを、食はんとて追行けるが、鳩は皆飛ひ去りぬ。蜘蛛は屏を乘越して行けるか、頭は大なる犬の頭ほどにて、身は三尺斗も廻るへき松の幹ほどにみえしとそ。

天神奉納の石燈籠二基あり。一つは天和二王成正月廿五日、加藤求馬之助盛澄寄進也。一つは牧野備後守殿家臣川崎氏安時寄進なり。

八幡、稻荷。同社。

右は古よりの鎮守とみえたり。年月不詳。猶知れる人に尋ねへし。

三ノ丸

屋敷壹軒、明和中、佐倉侯御預
リ中、取崩ニナル。

鐘 檜

鐘は寛文九年、先君自澄公就封の時、命して新に鑄せしむ。氏重の古鐘に換しむ。事は銘に詳也。

世喜宿城鐘銘

夫鐘者、内空而聲大、戒^ニ晨昏^ニ以約^レ期、響^ニ遠近^ニ以聚^レ衆、各利^ニ所用^ニ。城樓掛^レ鐘、良有^レ以也。下總國葛飾郡、世喜宿城、素架^ニ蒲牢^ニ。是前守北條氏重所^ニ舉也。然風霜古而發鏗不^レ亮。寛文九年己酉六月二十五日、今執政從四品和州大守久世君廣之、辱蒙^ニ鈞命^ニ、增^レ祿賜^ニ世喜宿城。七月十六日、就^レ封、入^レ城巡^ニ屬邑^ニ。施^ニ惠政^ニ之暇、更慮^ニ舊鐘之損而不^ニ利於用^ニ、而改^ヨ鑄新鐘^ニ、以達^ニ衆耳之聽^ニ。而納^ニ其舊於城隅^ニ、存^ニ前守之名^ニ。於是舊制不^レ失、新功彌彰、可^ニ以嘉^ニ也。古曰、文德則錫^レ鐘。又曰、聽^レ鐘則思^ニ武臣^ニ。嗚呼、大守入則預^ニ國家之政、出則撫^ニ城邑之民。其風聲之大、豈鐘而已哉。乃應^ニ其求^ニ作^レ之。銘曰、

下總之國 世喜宿城 地屬^ニ葛飾^ニ、樓懸^ニ華鯨^ニ、改^ヨ換舊器^ニ、高揚^ニ新聲^ニ、靜兮空洞^ニ、動則雷轟^ニ

晝夜刻々分 上下界鳴 懶者可レ戒 睡而乍驚 應レ風遠聞 裂レ水底徹 迎レ日著レ鞭 送レ月轉レ轍
山花綽約 江楓纈纈 或疾或舒 不レ死不レ絶 未レ發含レ響 已發中レ節 告哉勝區 得ニ斯人傑
寛文九年己酉九月吉辰

弘文院學士 林 惇 撰

鑄師 椎名兵庫藤原吉寛

一、辰の門前道、向ふ土居迄三十間程もあるへし。此道、昔は橋成といふ。鄉もこの道を長橋と云。此堀、昔は大川筋といふ。左もあるへし。溝幅廿七八間ばかり、水丈甚深し。蚺蛇すむよし謂傳ふ。安永三年七月、此溝の鯉附夥しく死して浮しよし、此時は佐倉侯關宿あつかり給ふ中也。是歲八月十三日、命ありて復吾侯關宿を給ふ。

安永八己亥八月五日、三の丸藏附中間彌太郎といふ者、一の藏脇土居の上に壹人逍遙せしに、此溝の中、大なる音一二度せし故、鯉なと躍りたるやと、其所を心を附て見居しに、鯉にはあらす。大棟の下あたりへ長さ六間程なる黒きもの浮へり。頭は蝦蟆の形のことく、身は比目魚杯のことく、ひそみてみえしよし。察するに、ひそみたるにはあるまし。水上へ身の少しみえたるなるへし。目は人の目よりは大きにみえしよし。其節、俄に毛立し、身躰すくことく覺しゆゑ、早々部屋へ逃歸りし所、偏身火のことく熱出て、夜中、大に脊に汗を發し、翌日もなまくさき氣鼻に附て、食事する事あたはすといふ。

城 外

一、上より祈禱これあり候稻荷二社、城下町三ヶ寺の中、不動院罷越。

城代長屋稻荷

右稻荷は寶永六年己亥月、稻荷の宮、江戸より來り、同廿四日迄、宮有レ之。寺社奉行山口軍兵衛、監察某。

四ツ屋稻荷

右之外稻荷二社、是は足輕長屋に而祭レ之。上より構無レ之。

新長屋稻荷

享保十九年寅三月十二日、新長屋本ト矢場の跡へ、足輕共願に依て、稻荷の社建立。

追手長屋稻荷

臺町實臺寺之寺記

覺

一、松平因幡守殿、下總國從ニ關宿一元和二丙辰年四月中、美濃國大垣え御所替。

一、松平五郎殿、御年五歳に而從ニ大垣ニ信濃國小諸え寛永元甲子年四月中、御所替。

淨土宗 天機山光岳寺

法花宗 實樹山實相寺

右四ヶ寺、御家中付に罷成、此方えは後住御定、時々住寺は美濃國大垣井信濃國小諸え參申候。當地において

は、當寺并實相寺境内は御裏御門の内に有レ之候。明暦三丁酉年、板倉周防守殿御代、御用地に被レ召上候故、臺町下顯淨寺境内跡、爲ニ御替地ニ兩寺へ被レ下候砌、慈眼院日念と申出家兼帶仕候。兩寺且那有レ之候得共、實相寺は寺内廣ク、當寺はせばく有レ之候故、横四間、堅二十間之大門被レ下候。依レ之實相寺を建立シ、實臺寺をは小屋掛之體に致し置、留守居持に罷成候事、五十年程に有レ之候。予日備、元祿九丙子年十月、牧野備前守殿御代住職被レ仰付候。同十一戊卯年十月奉レ願、同十一月、今寺内え引越申候。寶永六己巳年、客殿建立始、同七庚寅年、成就致、同十一甲午年、庫裡建立致候。鬼子母神、妙見祖師、蔓茶羅、其外御經、前候通り相調申候。

一、元祿年中に御改、松山新田申請候時分は、未右之寺内小屋懸之躰之時分に而有レ之候。依レ之右之通、直參之事斗言上仕候處、御目見宣敷被レ仰付候。猶以其後、吟味仕候所、聖跡殊に松平因幡守殿へ御由緒有レ之、應永年中之開基、三百餘年に罷成上は、上席并重而新田拜領可致事。

一、寶樹山實相寺、是は武藏國江戸淺草え引越、小諸にては無レ之候。安房國小湊誕生寺末寺に而御座候。

一、法清山實臺寺、甲州身延山久遠寺末寺に而御座候。當所は兩寺共に、當國正中山法花寺末寺に而御座候。如何成故と云事をしらす候。小諸實臺寺は永聖に而御座候。近き頃、松平下總守殿御菩提所に成候事も御座候。則下野國宇都宮に居住、夫より奥州白川え引越、同山形え引越、夫より備後國福山へ御所替之砌には、彼御家には無レ之候。寶珠山寺號は實臺寺山號達申候得共、彼御家之御先祖、寶珠院と申御戒名有レ之候由、法清山を御改被レ遊候。

一、奥州白川より彼地實臺寺五代目領玄院日周聖人え、日匠聖人よりの授與蔓茶羅參申候。

以上寺記

一、花林院は松平因州の御父久松佐渡守殿の御法號のよし。天正年中、因州就封の御時、花林院・光岳寺兩寺を草創し給ふ。光岳寺は即傳通院殿也。因幡守殿御法號宗英大居士と稱す。因レ茲花林院を改て宗英寺と稱す。

一、宗英寺墓所の後、一擣の森有、御所印塔と稱す。

永仙院殿の御石碑有。尤此所へ葬り奉りし也。事は鎌倉九代記に悉くみえたり。永仙院殿は晴氏公の御法號也。按するに、長祿元年、關宿打入りとあるは、水海村の事成へし。唯今の城へ引たる事未レ詳といへとも、意に晴氏公の時は只今の城成へし。水海村より三里の行程を経て、此所え葬り奉るへき理なし。先年、猿島郡長湊村の大工何某、晴氏公御家來筋の者とやらん、喜連川侯え参り、相願ひ、金子拜領致し、晴氏公御墓所の雨屋を造立せし事あり。其節、古の大工喜連川へ参り、右の事相願し刻、此度は金子被レ下候得共、重而參るましき旨、御呵有レ之候よし。今は雨屋も壊れてなし。永仙院殿の御法事は總州古河にてこれ有よし。

一、築田家の菩提所は山王村東昌寺なり。

一、寶曆年、中久保町中間部屋の側に、明地少々高き所ありしを畠に起しけるに、古き鎧の切れ／＼になりたるを堀出せし事あり。何れの時の物たるを知らす。

一、關宿七郎と云物有と語る者あり。是は東國戰記に、關館七郎を關宿七郎と誤寫せるを見ていへる成へし。江村をも江川村と誤り思へり。全文を下に舉く。長祿元年より天正十八年迄、築田三代關宿に居れば、關宿七郎と云者無き事明らけし。但、長祿以前、關宿城ありしや、築田初めて城を築けるや、未レ詳レ之。

多賀谷下總守常重關館を取事。

去程に、多賀谷下總守常重は、木口、塚田を召て仰けるは、關館七郎を可_レ討とて、千餘騎相添、向られけり。兩人關館の城を攻けれとも、城にも尾貫、市村等堅く守可戰、更に勝負付さりけり。塚田兵庫、木口に申けるは、此城急には落しかたし。一先ツ江村に引退、時節を窺ひ、可_ニ攻向_トとて引取、向ふ陣を取て居たりけり。關宿七郎、敵圍をときければ、大によろこひ、諸軍勢に酒肴を給ひければ、皆々悦、酒宴をなしけり。爰に西村か娘十六歳なりけるが、容色人に勝れ、情深き者なりければ、見る人戀慕ひけり。七郎殿此由を聞及はれ、城へ被_レ召けり。西村申けるは、我娘、市村と縁組仕候と申ければ、七郎聽かす、城へ呼入れ、寵愛不_レ淺。市村九内不_レ安事におもひ、齋藤六郎、尾貫兵衛本より親き中なれば、我館へ招き申けるは、七郎殿無道にして我妻を奪ひ、城へ呼寄、寵愛し給へは、我堪忍なり難し。今夜城へ踏込、鬱憤を散せんと語りければ、一人是を聞て、暫く待候へ。我々城へ参り、能々諫て女を取り戻し参らせんと、漸々なため、直に七郎殿へ右の次第を申ければ、七郎以の外に氣色を損し、汝よく聞け、未縁組せざる内、迎へ取たり。然るに、我妻杯とは悪き九内の所存哉と承引なし。二人重て申けるは、御詫にて候へとも、市村、西村の娘と婚姻致させとも、既に云名付極ると承り候。然るを押し迎て取給ふは邪也。世間の人々にかゝり給はん事、無_レ是非_ト次第也。其上、多賀谷と合戦の砌、壹人宛も味方附候こそ御爲と存候。此事御承引承はずは、市村下妻に参らんと、言を盡して諫けれども、七郎更に不_ニ聞入。其儀ならは、下妻せざる先に打て捨へしとて、宮川、松山に三百餘騎を相添、差向らる。二人大に驚き、御前を立て急き市村方に行、九内に對面して右の次第を語り、江村の寺へ落しきり。宮川、松山二人、市村か家へ押寄けれ

下妻せざ
か誤脱ある
る先云々

引具し原
文引くし

とも、壹人も不_レ見。此由、斯と訴へければ、七郎大に怒り、偕は尾貫、齋藤かしらせ落したらん。何國までも追かけ、首取れと下知あれは、松山八郎、宮川重藏二人、勢を引具し、跡を追かけ行く。去程に、市村九内江村の寺に参り、住持に對面し、右の次第を語り、跡より追手懸り候。隠し給はれと頼ければ、住持聞て、師旦の事なれば、如何様とも我に御まかせ給へと、同宿若黨呼集、只今關館より追手懸ると聞く。隨分防へしと申来る。且、神明の神主上木宮の方へ人を遣し、右の次第を頼遣けり。かゝる所に、松山八郎、宮川重藏、無_レ程江村へ來り、文珠院に九内隠し置たりと聞付、直に押よせ、九内を出し候へと申入れけれども、方丈承引せざりければ、其儀ならは踏込て搦捕れと下知しければ、三百餘騎の者とも山門に入りければ、寺院禪師、灵寺官耳二人の同宿二三拾人引連、山門に入り兵を二三度追出し、祕術を盡し戰けり。松山八郎是をみて、きたなし者とも、わつかの法師はらに切立られ、逃るといふ事がある。打破て九内を搦捕れと、采幣を振て下知すれば、山田次郎、西村東八、林九郎眞先に進んで切て入る。宮川重藏四五千騎を引て惣門に入り、火を懸よと下知すれば、惣門の軒に火をかけたり。折節、魔風烈しく、四方へばつと吹ちらし、猛火盛に燃上る。衆徒驚き、是を消さんとす。松山、宮川大勢にて込み入、右往左往に切て廻る。衆徒若干討れて、今はや禪師、官耳貳人になりければ、官耳、禪師に向て曰、某爰にて可_レ防。法印行末無_レ覺束_ト。方丈え參り、尋て何方へも落し給へと云ければ、禪師、然らば法印を尋て落すへし。跡より來れと方丈へ行、爰かしこ尋ければ、市村九内、法印拾五人にて敵四五十騎の中へ切て入、戦しかば、今は五六人に打なされ、すてに危き所に、禪師長刀を廻して向ふ敵十四五人難伏せて、法印九内を救て裏門より落たり。火盛にしてめんろう、くわいろう作り並たる堂、伽藍、一字も不_レ残焼失す。官了は

四五千騎
は四五
騎の誤
前記三
餘騎相
と合は
ね添か
官耳は官
丁か不明